

くらしの窓すぎなみ

編集・発行：杉並区立消費者センター
杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階
tel.03-3398-3141

2021.11 No. 325
令和3年11月1日発行

自宅の売却トラブルに注意しましょう

訪問事業者からの自宅売却の勧誘に困っていませんか？
特に高齢者が狙われています。
自宅の売却契約はクーリング・オフができません。
内容を理解しないまま、安易に契約しないでください。

相談事例



消費者庁イラスト集より

自宅に突然訪ねてきた事業者に長時間の勧誘を受け、強引に自宅の売買契約をさせられた。自宅に住み続けたいので解約したい。

電話の後に訪ねてきた不動産業者に強引にすすめられ、リースバック契約(*)をした。不安になって解約したいと伝えたところ、「違約金を請求する」といわれた。



消費者庁イラスト集より

自宅を不動産業者に売却した場合、
クーリング・オフ制度は適用されません

わからないことがあれば、解決するまで
契約しないようにしましょう

勧誘が迷惑だと感じたら、きっぱり断り
ましょう

参考

*リースバック契約

自宅を売却して代金を受け取ると同時に賃貸借契約を結び、家賃を払いながら同じ家に住む不動産取引をいいます。まとまったお金が手に入る、修繕積立金や固定資産税の支払いがなくなるなどのメリットがある一方、売却価格が相場より低くなる、家賃が高く設定される、賃貸借契約の期間が定められて住み続けられる保証がないなどの面があります。

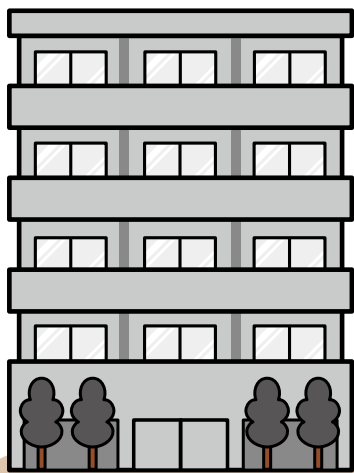
不動産押し買い業者の手口

- 家に長時間居座って強引に契約させる。
- 「このマンションは10年後に取り壊される」など嘘の説明を信じさせ、相場より安く買い取る。
- 解約を申し出ると違約金を払うようにという。
- 売却したら住み替えるための高齢者施設を紹介するといっておきながら、その後連絡がない。

トラブルを防ぐためには

- 希望しない場合は、きっぱりと断る。
- 契約内容が理解できない場合は、解決するまで契約しない。
- 大きな契約の前には、信頼できる人に相談する。

家族やヘルパーなど、まわりの方の見守りや声かけで高齢者をトラブルから守ることができます。消費者センターは身近な人の相談もうけたまわります。



参考

訪問購入とクーリング・オフ

消費者の自宅などを事業者が訪問し、物品を購入する行為を訪問購入といいます。不用品を買い取るとうたいながら、処分予定の衣類などは引き取らず、貴金属や高価な和服などを安値で買い取る悪質な業者もあり、「押し買い」と言われています。事業者は買い取り価格などの必要事項及び業者の連絡先、クーリング・オフ制度の法定記載事項を満たした書面を、消費者に交付する義務があります。消費者は書面が交付されて日から8日以内であれば、無条件で**クーリング・オフ（契約解除）**ができます。

しかし、宅地建物取引業法には、クーリング・オフや手付金の制限、重要事項説明義務など**宅建取引業者が売主**になる場合の規定はありますが、消費者が不動産を売った場合は対象になりません。特定商取引法の**訪問購入規制は物品のみ**が対象です。

参照

国民生活センター注目情報

東京都消費生活総合センター ～消費者注意情報～
消費者庁

困ったときは消費者センターにご相談ください。

やっています！
試してみました！

リサイクル&自然素材でラク家事

コロナ禍で増えた在宅時間。毎日の家事を少しでもラクに楽しく、そして環境にも配慮できると、小さなやりがいを感じられそうです。そこで今回は、消費生活サポーターが実践している家事のワザや、試してみたことをご紹介します。



牛乳パックで

まな板シート

肉や魚を切る時や調理の下処理に、洗って開いた牛乳パックをまな板代わりに、あるいはまな板の上に乗せて、汚れやニオイ移りを防ぎます。



調理のときの受け皿

洗った牛乳パックの底の部分を切り取ると、台所の小物になります。鍋底の焦げを剥がし取ったり、調理中のお玉や油のついた紙を置いたりしています。



絹布で

すき間の掃除

手持ちの絹布をリサイクルしてはたきを手作り。冷蔵庫や脚付きの家具など重い家具・家電の下のすき間を掃除する時のほこりの掻き出しにも便利です。



アクリルたわしで トイレ掃除

毛糸などで丸や四角に編んだアクリルたわしもありますが、毛糸を輪にして巻き、中央を縛ると簡単にたわしができます。

トイレの手洗い場にかけておけば、汚れに気づいた時にすぐ掃除できます。



重曹で

シューズの脱臭

シューズの脱臭と除湿に重曹を使ってみました。靴のサイズにもよりますが、子ども用の場合、ソックスの中に重曹を大さじ山盛り3杯入れて結び、靴に入れて一晩おくと、かなり脱臭されました。



トイレの脱臭

浅く口の広い容器に重曹大さじ山盛り5杯を入れ、アロマエッセンスかアロマスプレーを数滴ふりかけて置きます。日にちが経つと固まるので、かき混ぜてエッセンスを追加する。



いつもの道具や住まいの手入れも、アイデアを披露しあったり、自分に合いそうなものを試して取り入れるのは、楽しい作業でした。今回は、牛乳パック・古着や余った毛糸・重曹を使っていますが、チラシや針金ハンガーなども使えると聞き、試してみたいと思います。(消費生活サポーター・写真も)

消費生活特別講座

きょう何食べてる？ 世界おうちごはんの旅

- 開催日時** 12月5日(日) 午後2時～4時
- 会場** 天沼区民集会所 杉並区天沼3-19-16
ウェルファーム杉並4階
- 講師** おかねや みさと
世界の台所探検家 岡根谷 実里 氏
- 定員** 50名(無料 申込多数の場合抽選)
- 手話通訳** あり(無料・要申込)
- 申込締め切り** 令和3年11月15日(必着)



岡根谷 実里氏

詳しくは広報すぎなみ11月1日号、区ホームページ
消費者センターサブサイトをご覧ください。

申込方法

往復はがき・FAXまたはメールで杉並区立消費者センターへ

宛先：〒167-0023 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階
杉並区立消費者センター 消費生活特別講座担当 宛

FAX 03-3398-3159

Mail syohi-c@city.suginami.lg.jp

タイトルを「消費生活特別講座申込」とし、本文に以下の内容を記入してください。

- ①氏名(フリガナ) ②居住地(杉並区・杉並区外)
③電話(FAX番号) ④年代 ⑤手話通訳の希望の有無

こんな相談がありました!!

「賞金が当たりました!」というSMS。ホントにもらえるの?

相談事例

スマートフォンに「抽選の結果、1億円が当たりました!」というSMS(ショートメッセージ)が届いた。「振込手数料として1万円を支払ってください」と書いてあったので、URLをタップして指定のフォームにクレジットカード番号を入力して返信した。当選金の振込口座も入力したが、一向に振り込まれない。

消費者へのアドバイス

●申し込んだ覚えのない懸賞や宝くじに当選したというメールやSMSが届き、お金を受け取るための手数料を請求されたという相談が寄せられています。

- 何もしていないのに高額賞金が入るということはありません。メールやSMSは、不特定多数の人に送信していると考えられます。当選金を受け取る手続きとして銀行口座やクレジットカード情報を聞き出そうとしますが無視しましょう。うまい話には乗らないでください。
- 実在する事業者、またはそれと似たような名称を名乗りメッセージが届くケースもありますが、身に覚えがなければ相手に連絡してはいけません。メールに書かれたURLから個人情報を書き込むよう誘導される場合もあります。
- おかしいと思ったら、消費者センターへ早めにご相談ください。

商品の購入、契約などについてトラブルが起きた時、迷った時などお気軽にご相談下さい!

杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み)

杉並区立消費者センター

検索